

別表第1 職員の区分(9条の2第1項関係)

平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分

区分	平成8年4月1日～平成16年3月31日	行政職(一)	行政職(二)	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	医療職(二)	医療職(三)	指定職	役員
	平成16年4月1日～平成18年3月31日	一般職(一)	一般職(二)	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	医療職(一)	医療職(二)	特別職	
第1号区分									9号俸以上	
第2号区分									4 - 8号俸	学 長 理 事
第3号区分									3号俸以下	
第4号区分	11級			5級 (特別調整額一 種かつ役職加算 2.0%)						
第5号区分	10級			5級 (役職加算 2.0%)						
第6号区分	9級			5級 (上記以外)	4級 (特別調整額 四種1.4%以上)	4級 (特別調整額 四種1.4%以上)	8級	7級		
第7号区分	8級			4級 (役職加算 1.5%)	4級 (特別調整額 四種上記以外)	4級 (特別調整額 四種上記以外)	7級・6級	6級		
第8号区分	7級			4級 (上記以外)	3級 (特別調整額 四種)	3級 (特別調整額 四種)	5級 (特別調整額 1.2%以上)	5級		
第9号区分	6級	6級	3級	3級 (特別調整額 五種以上)	3級 (特別調整額 五種以上)	5級 (上記以外)	4級			
				2級 (経験年数30年 (大学4卒)以上)	2級 (経験年数30年 (大学4卒)以上)					
第10号区分	5級・4級	5級・4級	2級 (役職加算 5%)	2級 (経験年数12年 (大学4卒)以上)	2級 (経験年数12年 (大学4卒)以上)	4級・3級	3級	2級 (2)		
		3級 (1)					2級			
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員にも属しないこととなる者									

備考

1 「区分」においては、以下のとおりとする。

・平成16年3月31日以前は一般職の給与に関する法律の俸給表に定めるところによる。

行政職俸給表(一)を行政職(一)、行政職俸給表(二)を行政職(二)、教育職俸給表(一)を教育職(一)、教育職俸給表(二)を教育職(二)、教育職俸給表(三)を教育職(三)、医療職俸給表(二)を医療職(二)、医療職俸給表(三)を医療職(三)、指定職俸給表を指定職と表す。

・平成16年4月1日以降は、国立大学法人お茶の水女子大学役員給与規程及び国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の俸給表に定めるところによる。

一般職俸給表(一)を一般職(一)、一般職俸給表(二)を一般職(二)、教育職俸給表(一)を教育職(一)、教育職俸給表(二)を教育職(二)、教育職俸給表(三)を教育職(三)、医療職俸給表(一)を医療職(一)、医療職俸給表(二)を医療職(二)、特別職俸給表を特別職と表す。

2 役職加算とは、平成8年4月1日から平成16年3月31日までは一般職の職員の給与に関する法律第19条の4第5項、平成16年4月1日以後は国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程第33条第2項に規定する加算割合をいう。

3 特別調整額とは、平成8年から平成16年3月31日までは一般職の職員の給与に関する法律第10条の2、平成16年4月1日以後は国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程第16条に規定する俸給の特別調整額の加算割合をいう。

4 第10号区分の調整月額助金は、勤続25年以上退職者の場合に限る。

1 平成8年4月1日から平成16年3月31日までは行政職俸給表(二)3級以上、平成16年4月1日から平成18年3月31日までは一般職俸給表(二)3級以上の者で、その期間が120月を超えている者

2 平成8年4月1日から平成16年3月31日までは医療職俸給表(三)2級以上、平成16年4月1日から平成18年3月31日までは医療職俸給表(二)2級以上の者で、その期間が360月を超えている者

平成18年4月1日以降の基礎在職期間における職員の区分

区分	一般職(一)	一般職(二)	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	医療職(一)	医療職(二)	特別職	役員
第1号区分								6号俸以上	
第2号区分								5号俸以下	学長 理事
第3号区分	10級								
第4号区分	9級		5級 (特別調整額一種かつ役職加算)						
第5号区分	8級		5級 (役職加算20%)						
第6号区分	7級		5級 (上記以外)	4級 (特別調整額四種14%以上)	4級 (特別調整額四種14%以上)	8級	7級		
第7号区分	6級		4級 (役職加算15%)	4級 (特別調整額四種上記以外)	4級 (特別調整額四種上記以外)	7級・6級	6級		
第8号区分	5級		4級 (上記以外)	3級 (特別調整額四種)	3級 (特別調整額四種)	5級 (特別調整額12%以上)	5級		
第9号区分	4級	5級	3級	3級 (特別調整額五種以上)	3級 (特別調整額五種以上)	5級 (上記以外)	4級		
				特2級	特2級				
				2級 (経験年数30年(大学4卒)以上)	2級 (経験年数30年(大学4卒)以上)				
第10号区分	3級	4級	2級 (役職加算5%)	2級 (経験年数12年(大学4卒)以上)	2級 (経験年数12年(大学4卒)以上)	4級・3級	3級		
		3級 (1)					2級 (2)		
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員にも属しないこととなる者								

備考

- 1 「区分」とは、国立大学法人お茶の水女子大学役員給与規程及び国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程の俸給表に定めるところによる。
一般職俸給表(一)を一般職(一)、一般職俸給表(二)を一般職(二)、教育職俸給表(一)を教育職(一)、教育職俸給表(二)を教育職(二)、教育職俸給表(三)を教育職(三)、医療職俸給表(一)を医療職(一)、医療職俸給表(二)を医療職(二)、特別職俸給表を特別職と表す。
- 2 役職加算とは、国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程第33条第2項に規定する加算割合をいう。
- 3 特別調整額とは、国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程第16条に規定する俸給の特別調整額の加算割合をいう。
- 4 第10号区分の調整月額の特例は、勤続25年以上退職者の場合に限る。
 - 1 在級期間が120月を超えている者
 - 2 在級期間が360月を超えている者